

きく　かわ　し

菊川市

わか　もの

こども・若者

ブ　ッ　ク

BOOK

きく　がわ　し

けい　かく

ばん

菊川市こども計画【やさしい版】

菊川市



れい　わ　な　な　ね　ん　さ　ん　が　つ

令和7年3月



わかもの ほうりつ こどもや若者のための法律ができました！

すべてのこどもや若者が自分らしく、^{しあわ}く^{しゃかい}に暮らせる社会を目指した^{ほうりつ}法律ができました。
この法律は「こども基本法」と言い、6つの大切な^{たいせつ}考え方^{かんが}があります。

- 1 すべてのこどもが^{たいせつ}大切にされ、^{きほんてき}基本的な^{じんけん}人権が^{まも}守られ、^{さべつ}差別されないこと。
- 2 すべてのこどもが^{だいじ}大事に^{そだ}育てられ、^{あい}愛され、^{ほご}保護される^{けんり}権利が^{まも}守られ、^{びやうどう}平等に^{きょういく}教育を受けられること。
- 3 すべてのこどもが、^{じぶん}自分に^{ちよくせつかんけい}直接関係することに^{いけん}意見が^い言えたり、^{かつどう}さまざまな活動^{さんか}に参加できること。
- 4 すべてのこどもの^{いけん}意見が^{だいじ}大事にされ、こどもの^{いま}今と^{もつと}これからにとって、^{もつと}最もよい^{ゆうせん}ことが^{かんが}優先して考えられること。
- 5 ^{こそだ}子育て^{かてい}家庭の^{じゅうがふん}サポートが^{おこな}十分に^{かてい}行われていること、^{そだ}家庭で^{むずか}育つのが難しいこと^{かてい}もに^{おな}家庭と同じような^{かんきょう}環境が^{ようい}用意されること。
- 6 ^{かてい}家庭や^{こそだ}子育てに^{ゆめ}夢を持ち、^{よろこ}喜びを感じられる^{しゃかい}社会をつくること。

きくがわし けいかく 菊川市こども計画ってなに？

こども基本法が^{めざ}目指す^{しゃかい}社会をつくるため、^{きくがわし}菊川市に住むすべてのこどもや若者が、^{しんたいてき}身体的・^{せいしんてき}精神的・^{しゃかいてき}社会的に^{しあわ}幸せな^{せいかつ}生活を送るために^{おく}取り組むことを^{とく}定めた^{さだ}計画^{けいかく}です。

けいかく 計画はいつからいつまで？

^{れいわ}令和7年度から^{ねんど}令和11年度までの^{ねんかん}5年間の^{けいかく}計画です。



きほんりねん
 基本理念

こどもまんなか しあわせのわ きくがわ

～すこやかに^{そだ}育ち 自分らしく^{じぶん}輝ける^{かがや}まち～



基本理念を実現するために、3つの基本目標を定めました。
 菊川市は、これからの5年間で、次のようなことに取り組みます。

基本目標 1 すべてのこども・若者がすこやかに、安心して成長できるまち

お も な とり 組

- 大人も含めたみんなが、教育や広報などにより、こどもや若者も1人の人間として人権（権利）を持っていることを、わかるようにします。
- こどもの皆さんには、様々な遊びや体験、学びの機会をつくり、若者の皆さんには、起業などのサポートをします。
- こどもが生まれる前から、一人の若者になるまで、健康や医療のサポートをします。
- お金の問題で生活が苦しかったり、希望の進路を選べないこどもや若者の皆さんをサポートします。
- ハンディキャップのあるこどもや若者の皆さんの生活や教育をサポートし、将来の自立や社会参画をめざします。
- こどもや若者の皆さんの自殺を防止し、犯罪や事故に巻き込まれず、災害からも身を守るように相談窓口を設置し、情報をお知らせします。

基本目標 2 一人ひとりの成長や暮らしに寄り添った支援が得られるまち

お も な とり 組

- 親が働いていなくても、毎月一定時間、子どもを保育園などに預けられます。
- PCやタブレットを使い、学校の学習がより深くなることを目指します。
- 学校に行きたくない・居場所がない子どもの皆さんの居場所をつくります。
- 職場体験学習など、いつもとちがう体験ができるよう機会をふやします。
- 結婚を希望するひとに、出会いの場をつくります。

基本目標 3 みんなで助け合い、支え合って、子どもを生み育てるまち

お も な とり 組

- 高校生までの子どもがいる家庭に、児童手当を配ります。
- 子どもや子育て中の保護者が交流し、しつけなど様々な悩みや喜びをわかちあう場をつくります。
- 働きたい女性の悩みや不安を聞き、新たに働き始められるよう、働く場を一緒に見つけるなど、支援を行います。
- お父さんやお母さんがひとりで子育てをする家庭や、両親がいない子どもや若者の医療にかかる費用をサポートします。

わかももの さんかく む とりくみ こども・若者の参画に向けた取組

きくがわし れいご 5 ねん 11 げつ に「きくがわし こども・わかももの さんかくせんげん」をおこな
すべでのこどもや若者は、まちづくりに対して意見を表わすことができ、市は、
その声をこどもや若者に関する取組などに活かします。
こどもや若者の皆さんが活発な意見を表わしたり、市が開く会議やイベントに積
極的に参加しやすくなるように、菊川市は、様々な取組を行ないます。

1. こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実

お も な とりくみ ぐみ

○こどもや若者の皆さんが、意見を言いやすく、まちづくりに参加しやす
なるよう、こどもや若者の皆さんと大人と一緒に話しあい、どうしていか
かを決める「こども・若者参画協議会」を開催します。

2. こども・若者の多様な声を施策に反映させる取組

お も な とりくみ ぐみ

○こどもや若者の皆さんの意見を市の取組に活かすため、意見を交換する交
流会を開催したり、インターネットを活用して誰でも意見を自由に言える
しくみ（オンラインプラットフォーム）をつくります。

3. こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成・確保

お も な とりくみ ぐみ

○意見や考えを言いにくいこどもや若者をサポートする「ユースワーカー」
のしくみを取り入れ、こどもや若者の意見を聞く機会を増やします。

4. こども・若者が主体となって活動する団体等を支援する環境整備

お も な とりくみ ぐみ

○活動したいこどもや若者の皆さんと、人手が不足している団体との「した
い」と「やってほしい」の橋渡しをします。



わかもの みな
こども・若者の皆さんのための

こま とき そうだんまどぐち
困った時の相談窓口



そうだんないよう ひみつ かね ちから
相談内容は、秘密にします。お金もかかりません。おとながあなたの力になります。

しずおかけん
静岡県

うちあけダイヤル

ライン相談
(LINE相談)



がっこう びょうき かてい そうだんいん
学校や病気、家庭のことなど、相談員がお
はなし なや ほんにん
話をききます。悩んでいるあなた本人や
ともだちからの相談もどうぞ。

しずおか

かてい そうだん
こども・家庭相談

ライン相談
(LINE相談)



こそだ かてい おやかかんけい なや
子育てや家庭、親子関係などの悩みを
こどもや保護者から気軽に相談できる
しずおかけん ライン そうだんまどぐち
静岡県のLINE相談窓口です。

わかもの なや そうだんまどぐち
若者こころの悩み相談窓口

24 時間

さいい か わかもの ほごしや
39歳以下の若者・保護者

わかもの なや かん でんわ そうだん
若者のこころの悩みに関する電話相談です。

TEL. 0800-200-2326

しずおかけん こ かね ばん
静岡県子ども・家庭110番

こそだ
子育てへのアドバイスやあなたのつらい
気持ちを受け止めます。

TEL. 053-458-4152

じかん こども
24時間子供SOSダイヤル

24 時間

しょうがくせい ちゅうがくせい こうこうせい
小学生・中学生・高校生

こま ぶんあん
いじめで困ったり、ともだちのことで不安
があったら、一人で悩まず、いつでも相談
してください。

TEL. 0120-0-78310

じどう そうだんじよ
児童相談所

相談専用ダイヤル

24 時間

おや ぎゃくたい ほうりよく なや
親などからの虐待や暴力などの悩みが
ある時は相談してください。

TEL. 0120-189-783

じんけん ばん
こどもの人権110番



がっこう い
いじめにあって学校に行き
たくない、家の人にいやな
ことをされる…先生や親には話にくい。
こんな悩みがある時の相談窓口です。

TEL. 0120-007-110

なや
ヤングケアラーの悩み

かぞく せわ てつだ
家族の世話やお手伝いは素晴らしいこと
です。でも、こころやからだがつらいときは、
相談してみませんか。学校で、お話しでき
そうな先生へ相談するか、市役所の相談
係に電話してみましょう。

きくかわしやくしよ こそだ おうえんか そうだんがかり
菊川市役所 子育て応援課 こども相談係

TEL. 0537-35-0955

この宣言は、こども・若者、市民・NPO・学校・会社・市役所の人たちが集まった「菊川市こども・若者参画協議会」で何度も話し合い、こども・若者の意見を出来る限り取り入れて作りました。また、宣言を作るうえで、より多くのこども・若者の意見や思いを取り入れるため、中高生への意識調査(アンケート)と、高校生が参加するワークショップを行いました。



菊川市は、こども・若者の思いや意見を聴いて、みんながやりやすいことができるように、この宣言をつくったんだよ。

宣言に出てくる「参加」と「参画」のちがいは何？

「参加」はすでにある活動に加わることで、「参画」はある活動の計画から加わって、積極的に取り組むことだよ。あなたが参画すると、あなたの思いや意見が尊重され、その活動の計画や決定をより良いものにしていくことができるんだよ。

へーそうなんだ！参画って大事だね。

参画についてよく分かったかな？それじゃあ宣言を読んでみよう！



はじめに

こども・若者は、今の社会と一緒に一つづつ仲間です。私たちは「みんなが自分らしく自分の思いを表し、参画できる社会」にすることを目指します。

菊川市では、地域、学校、NPO*、会社、市役所などの団体、みんなが協力しながら、こども・若者たちが自分からまちづくり*へ参画できるように頑張っていて取り組んできました。こども・若者は、自分から積極的に何かを試したり、自分の考えを伝え、ちゃんと受け止められたりすることが、地域を好きになったり、友達や周りの人を信頼したり、自分を大事に思ったりすることに役立ちます。また、こども・若者の参画は権利として認められ、守られていくことも大切です。

このことから、私たちは、「こども基本法」*の考えをもとに、こども・若者がまちづくりへさらに参画していくことを目指し、一緒に協力して取り組んでいくことをここに宣言します。

わたしが目指すもの

私たちは、全てのこども・若者が地域に支えられ、自分らしく自分の思いを表し、その権利が認められ、守られて、参画することができる「まち」をつくりまします。

私たちが行っていくこと*

1

参加・参画

私たちは、全ての子ども・若者が、あたりまえに参加・参画できる「まち」をつくれます。

2

自分の意見を表すこと・意見が受け入れられること*

私たちは、全ての子ども・若者が意見を表すことができる機会をつくり、その意見をまちづくりへ取り入れるように頑張ります。また、すぐに意見を表すことができない子ども・若者が安心して、意見を言えるように助けていきます。

子ども・若者

おとな

私たちは、自分の思いや意見を表すだけでなく、自信がなかったり、意見が持てなかったり、さまざまな状況で考える余裕がなかったりするなど、すぐに意見を表すことのできない子ども・若者の声も一緒に届けられるように頑張ります。

3

一緒に協力して取り組むこと

私たちは、「全ての子ども・若者が参加・参画できるまち」にするため、さまざまな人たちと協力して一緒に取り組みます。

- 言葉の説明 -

「私たち」ってだれ？

菊川市に関わる全ての人のことです。菊川市全体で「子ども・若者の参画」を宣言するため、主語を「私たちは」にあわせています。

「子ども基本法」ってなに？

子ども・若者が自分らしく、幸せに成長できて、暮らせるような社会を実現するための法律です。

「まちづくり」って？

この宣言で使われる「まちづくり」とは、地域を活発にして、にぎわいづくりをすることだけではなく、地域・NPO・学校・会社・市役所など幅広い分野で、それぞれの立場で考える、社会を良くするための活動すべてのことです。

「NPO」ってなに？

利益を目的としないで、社会をよりよくするために活動する団体です。

「全ての子ども・若者」って

どういうこと？

菊川市に住む・通うなど、菊川市に関わる全ての子ども・若者のことです。

「自分の意見を表すこと、意見が受け入れられること」について

『私たちが行っていくこと 2』は、「子ども・若者」と「大人」で役割が違うため分けて書いています。

菊川市子ども・若者BOOK 菊川市子ども計画【やさしい版】

発行：令和7年3月

編集：菊川市 子ども未来部 子ども政策課

〒439-0019 静岡県菊川市半済1865番地 菊川市総合保健福祉センター(プラザけやき)

TEL. 0537-37-1171 FAX. 0537-37-1172